

健康保険・厚生年金保険新規適用届

【手続概要】

この届出は、事業所が健康保険、厚生年金保険に適用されることになった場合、事実発生から5日以内に事業主が行わなければなりません。

ただし、「常時使用する従業員が5人未満の個人事業所」など強制適用事業所以外の事業所は、同時に「任意適用申請書」を提出し、管轄の年金事務所長の許可を受けることが必要です。

【添付書類】

以下の1.～3. それぞれの場合に応じて添付書類が必要となります。

なお、添付書類のうち、法人（商業）登記簿謄本及び住民票（コピー不可）は、直近の状態を確認するため、提出日から遡って90日以内に発行されたものをご提出いただくこととなりますのでご注意ください。

1. 法人事業所の場合

法人（商業）登記簿謄本※1 ※2

2. 事業主が国、地方公共団体又は法人である場合法人番号指定通知書のコピー※3

3. 強制適用となる個人事業所※4の場合

事業主の世帯全員の住民票（コピー不可）※2

4. 任意適用事業所の許可を受ける場合

(1) 任意適用申請書

(2) 任意適用同意書（従業員の2分の1以上の同意を得たことを証する書類）

(3) 事業主世帯全員の住民票（コピー不可）※2

(4) 公租公課の領収書（原則1年分）（コピー可）

※1 登記事項証明書は、法務局のホームページからオンラインによる交付請求を行うことができます。詳細は、「法務局オンライン申請のご案内」（https://houmukyou.ku.moj.go.jp/homu/static/online_syoumei_annai.html）をご確認ください。

※2 事業所の所在地が登記上の所在地等と異なる場合は「賃貸借契約書のコピー」など事業所所在地の確認できるものを別途添付してください。

※3 「法人番号指定通知書のコピー」が添付できない場合は「国税庁法人番号公表サイト」（<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp>）で確認した法人情報（事業所名

称、法人番号、所在地が掲載されているもの) の画面を印刷し、添付していただいても差し支えありません。

※4 従業員を常時5人以上使用する個人事業所（一部非適用業種を除く）は強制適用事業所となります。

5. その他

保険料を口座振替により納付を希望される場合は、「健康保険厚生年金保険 保険料口座振替納付（変更）申出書」を添付書類に併せて提出して下さい。